**◇事業系一般廃棄物処理依頼の記入の注意◇**

１　事業者名記入欄の印章は、事業所の印章を押すこと（店長・所長等の個人印は原則

　受け付けません）。

２　収集運搬許可業者の許可番号が分からない場合は、空欄で結構です。

**◇廃棄物・再利用物処理計画書の記入方法◇**

１　担当者の欄には、店長又はごみに関係している店員・社員の方の名前を記入してください。

２　②排出されるごみ・資源の量を記入する欄には、①の項目で丸印を付けたものについての品目とその量（㎏・年間）を記入してください。また、新しく開店した事業所については、昨年度（実績）記入欄への記入は不要です。

３　③ごみの減量・再利用の現状と今年度の目標の欄については必ず記入してください。

　特に食品関連事業者については、食品ロスの削減に係る取組について記入してください。

※食品廃棄物の発生抑制及び減量、再生利用等の取組を促進するため、農林水産省より、「食品リサイクル法に基づく基本方針」（令和元年７月12日）において、事業系の食品ロス量を2000年度比で2030年度までに半減させる目標が公表されています。食品関連事業者の食品ロス削減に向けて、事業の改善や新たな目標設定をお願いします。

４　記入の上で分からないことがある場合は、収集運搬業者にお問い合わせください。

その際、収集運搬業者が記入するのではなく、排出事業者の責任のもと、排出事業者の方が御記入くださいますようお願いします。

**◇お知らせ◇**

福生市の事業系可燃ごみの中には、分別をすれば資源になる紙類、プラスチック類や食品残さ等が含まれています。

適切な分別や独自のリサイクルルートの確立によりごみの減量につながりますので、皆様の御協力をお願いします。

　※何か不明な点がございましたら、福生市役所ごみ減量対策課ごみ減量対策係まで御連絡ください。（℡042－551－1731）